神河町情報公開条例

平成17年11月7日
条例第19号

目次

第1章　総則(第1条―第4条)
第2章　公文書の開示(第5条―第18条)
第3章　審査請求(第19条―第30条)
第4章　雑則(第31条―第37条)
附則

第1章　総則

(目的)

第1条　この条例は、地方自治の本旨にのっとり、公文書の開示を請求する権利を定めることにより、実施機関の保有する情報の一層の公開を図り、もって町の有するその諸活動を町民に説明する責務が全うされるようにするとともに、町民の理解と協力のもとに公正で開かれた行政を推進し、町民の行政への参加を促進することを目的とする。

(定義)

第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　実施機関　町長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。

(2)　公文書　実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア　一般に容易に入手することができるもの又は一般に利用することができる施設において閲覧に供されているもの

イ　図書館その他の機関において歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第3条　実施機関は、公文書の開示を請求する権利が十分尊重されるようにこの条例を解釈し、運用しなければならない。この場合において、実施機関は、個人に対する情報が十分に保護されるよう最大限の配慮をしなければならない。

(請求権者の責務)

第4条　この条例の定めるところにより開示請求をする者は、公文書の開示により得た情報を、この条例の目的に即して適正に使用しなければならない。

第2章　公文書の開示

(開示請求権者)

第5条　次に掲げるものは、実施機関の長に対して公文書の開示(第5号に掲げるものにあっては、そのものの利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求(以下「開示請求」という。)することができる。

(1)　町内に住所を有する者

(2)　町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体

(3)　町内の事務所又は事業所に勤務する者

(4)　町内の学校に在学する者

(5)　前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者

(開示請求の手続)

第6条　前条の規定による開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関の長に提出しなければならない。

(1)　氏名及び住所(法人その他の団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所又は事業所の所在地)

(2)　公文書の名称その他開示請求に係る公文書を特定するために必要な事項

(3)　前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2　実施機関の長は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関の長は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第7条　実施機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)　個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により特定の個人が識別されるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され得るものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア　法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ　人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ　当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2)　法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ　実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(3)　法令若しくは条例の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号への指示その他これに類する行為をいう。)により、公にすることができない情報

(4)　公にすることにより、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

(5)　実施機関内部若しくは相互間又は町と国、独立行政法人等及び他の地方公共団体との間における審議、調査、研究、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6)　実施機関、独立行政法人等若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア　監査、検査又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ　契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国又は地方公共団体の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ　調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ　人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ　国、独立行政法人等又は地方公共団体が経営する企業に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第8条　実施機関の長は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められる

ときは、この限りでない。

2　開示請求に係る公文書に前条第1号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条　実施機関の長は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第7条第3号に該当する情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条　開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関の長は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定)

第11条　実施機関の長は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し別に定める事項を書面により通知しなければならない。

2　実施機関の長は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限)

第12条　前条各項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日から15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2　前項の規定にかかわらず、実施機関の長は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を30日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関の長は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条　開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から45日以内にその全てについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい障害が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関の長は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関の長は、同条第1項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1)　この条を適用する旨及び理由
(2)　残りの公文書について開示決定等をする期限
(事案の移送)
第14条　実施機関の長は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他正当な理由があるときは、当該他の実施機関の長と協議のうえ、当該他の実施機関の長に対し、事案を移送することができる。この場合において、移送をした実施機関の長は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。
2　前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関の長において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関の長が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関の長がしたものとみなす。
3　前項の場合において、移送を受けた実施機関の長が第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関の長は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関の長は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。
(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)
第15条　実施機関の長は、開示請求に係る公文書に国、地方公共団体、独立行政法人等及び開示請求者以外のもの(以下この条、第20条及び第21条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、開示決定等をするにあたって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
2　実施機関の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。
(1)　第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第7条第1号イ又は同条第2号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。
(2)　第三者に関する情報が記録されている公文書を第9条の規定により開示しようとするとき。
3　実施機関の長は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関の長は、開示決定後直ちに、当該意見書(第20条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。
(開示の実施)

第16条　実施機関は、第11条第1項の規定により、公文書の開示を行う旨の決定を行ったときは、請求者に対して速やかに開示を行わなければならない。

2　公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して実施機関の長が定める方法によるものとする。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関の長は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他相当の理由があると認めるときは、その写しにより、これを行うことができる。

3　開示決定に基づき公文書の開示を受けた者は、最初に開示を受けた日から30日以内に限り、実施機関の長に対し、更に開示を受けることを申し出ることができる。ただし、当該期間内に当該申出をすることができない正当な理由があるときは、この限りでない。

（他の制度との調整）

第17条　実施機関の長は、法令又は他の条例（以下「法令等」という。）の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条第2項本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合（開示の期間が定められている場合にあっては、当該期間内に限る。）には、同項本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2　法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条第1項本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

（手数料）

第18条　公文書の開示を受ける者は、神河町手数料条例（平成17年神河町条例第76号。以下「手数料条例」という。）の定めるところにより、開示の実施に係る手数料を納めなければならない。

2　実施機関の長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、手数料条例の定めるところにより、前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

第3章　審査請求等

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第19条　開示決定等又は開示請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項の規定は、適用しない。

（審査会への諮問）

第20条　開示決定等又は開示請求に係る不作為について行政不服審査法による審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関の長は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、神河町情報公開・個人情報保護審査会条例（令和5年神河町条例第3号）第1条に規定する神河町情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1)　審査請求が不適法であり、却下する場合

(2)　裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を開示することとする場合（当該公文書の開示について反対意見書が提出されている場合

を除く。）

2　前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

3　第1項の規定により諮問をした実施機関（以下「諮問庁」という。）の長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1)　審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

(2)　開示請求者（開示請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

(3)　当該審査請求に係る公文書の開示について反対意見書を提出した第三者（当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続）

第21条　第15条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1)　開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2)　審査請求に係る開示決定等（開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。）を変更し、当該審査請求に係る公文書を開示する旨の裁決（第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。）

第22条から第30条まで　削除

第4章　雑則

（公文書の管理）

第31条　実施機関の長は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書を適正に管理するものとする。

2　実施機関の長は、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する定めを設けるとともに、これを一般の閲覧に供しなければならない。

（開示請求をしようとする者に対する情報の提供等）

第32条　実施機関の長は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

（施行の状況の公表）

第33条　町長は、実施機関の長に対し、この条例の施行の状況について報告を求めることができる。

2　町長は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

（実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実）

第34条　実施機関は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関の保有する情報が適時に、かつ、適切な方法で町民に明らかにされるよう、情報の提供に関する施策の充実に努めるものとする。

（出資法人等の情報公開）

第35条　町が資本金の出資その他財政支出等をしている法人であって実施機関が定めるもの（以下「出資法人等」という。）は、この条例の趣旨並びに当該出資法人等の

性格及び業務内容に鑑み、当該出資法人等の保有する情報の公開に関して必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　実施機関は、当該出資法人等に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第36条　指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報のうち、当該指定管理者が管理を行う公の施設(同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。)に係るものの情報の公開に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2　実施機関は、当該指定管理者に対し、前項に規定する必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

(委任)

第37条　この条例に定めるもののほか、この条例の実施について必要な事項は、別に定める。

附　則

(施行期日)

1　この条例は、平成17年11月7日から施行する。

(経過措置)

2　この条例の施行の日の前日までに、合併前の神崎町情報公開条例(平成12年神崎町条例第40号)又は大河内町情報公開条例(平成12年大河内町条例第26号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附　則(平成28年3月4日条例第3号)

(施行期日)

1　この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの条例の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

附　則(平成29年12月11日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(令和5年3月6日条例第3号)抄

(施行期日)

第1条　この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(神河町情報公開条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条　この条例の施行の日前に前条の規定による改正前の神河町情報公開条例(以下「旧条例」という。)の規定により旧条例第22条第1項の規定により町に置かれた同

項に規定する神河町情報公開審査会(以下「旧審査会」という。)にされた諮問は、審査会にされたものとみなし、旧条例に規定する調査審議については、なお従前の例による。

2　この条例の施行前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第22条第6項の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。